

# 青森県信用保証協会の現況 Disclosure 2023

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート



青森県信用保証協会

# Contents

Credit Guarantee Corporation of Aomori-Ken

<u>ごあいさつ</u>	1
<u>青森県信用保証協会の概要</u>	2
<u>信用保証の概要</u>	5
<u>令和4年度事業報告</u>	14
<u>令和4年度的主要な取組み</u>	21
<u>令和5年度経営計画</u>	30
<u>コンプライアンスの取組み</u>	33
<u>個人情報保護</u>	36
<u>相談窓口のご案内</u>	38

## ごあいさつ



青森県信用保証協会  
会長 柏木 司

平素より、青森県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ディスクロージャー誌令和5年度「青森県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取り組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和4年度の県内の経済状況を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、ロシアによるウクライナ侵攻などの海外情勢に伴うエネルギー価格、原材料価格の高騰、さらには円安の進行、大雨による災害などにより厳しい状況が続いておりました。

このような状況を受け、当協会としては、外部環境の変化に即応し、金融機関や関係機関の皆さまと連携のうえ、県内中小企業・小規模事業者の皆さまの資金需要に的確に応えるとともに、経営支援や創業支援等にも積極的に取り組んできたところです。

今現在も続く先行き不透明な経済環境の中で、令和5年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い創設された所謂ゼロゼロ融資の返済が本格化します。当協会といたしましては、金融支援として、保証付き融資の借換等による返済負担の軽減を講じるほか、引き続き積極的な保証対応を推進してまいります。また、経営支援としては、専門家派遣事業や販路開拓支援などにより伴走支援を行いながら、事業者の皆さまが本業でしっかりと利益を出せるためのご支援をいたします。

今後も個社ごとの課題を自分事として捉え、金融機関及び関係機関の皆さまとの懸け橋となり、事業者の皆さまの実情に応じたきめ細やかな支援を行う「ハブ機関」としての機能を発揮していくため、役職員一丸となって業務運営に取り組む所存でございます。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## ● プロフィール（令和5年3月31日現在）

設 立	昭和24年2月21日
根拠法律	信用保証協会法 (昭和28年8月10日法律第196号)
目 的	中小企業者等のために信用保証業務を行い、 もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (青森県信用保証協会定款第1条)
保証債務残高	2,690億円
利用企業者数	13,198企業
役職員数	76名
本所所在地	青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル 5階

## ● 基本理念

青森県信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

## ● キャッチフレーズ

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート

## ● 当協会 協会章



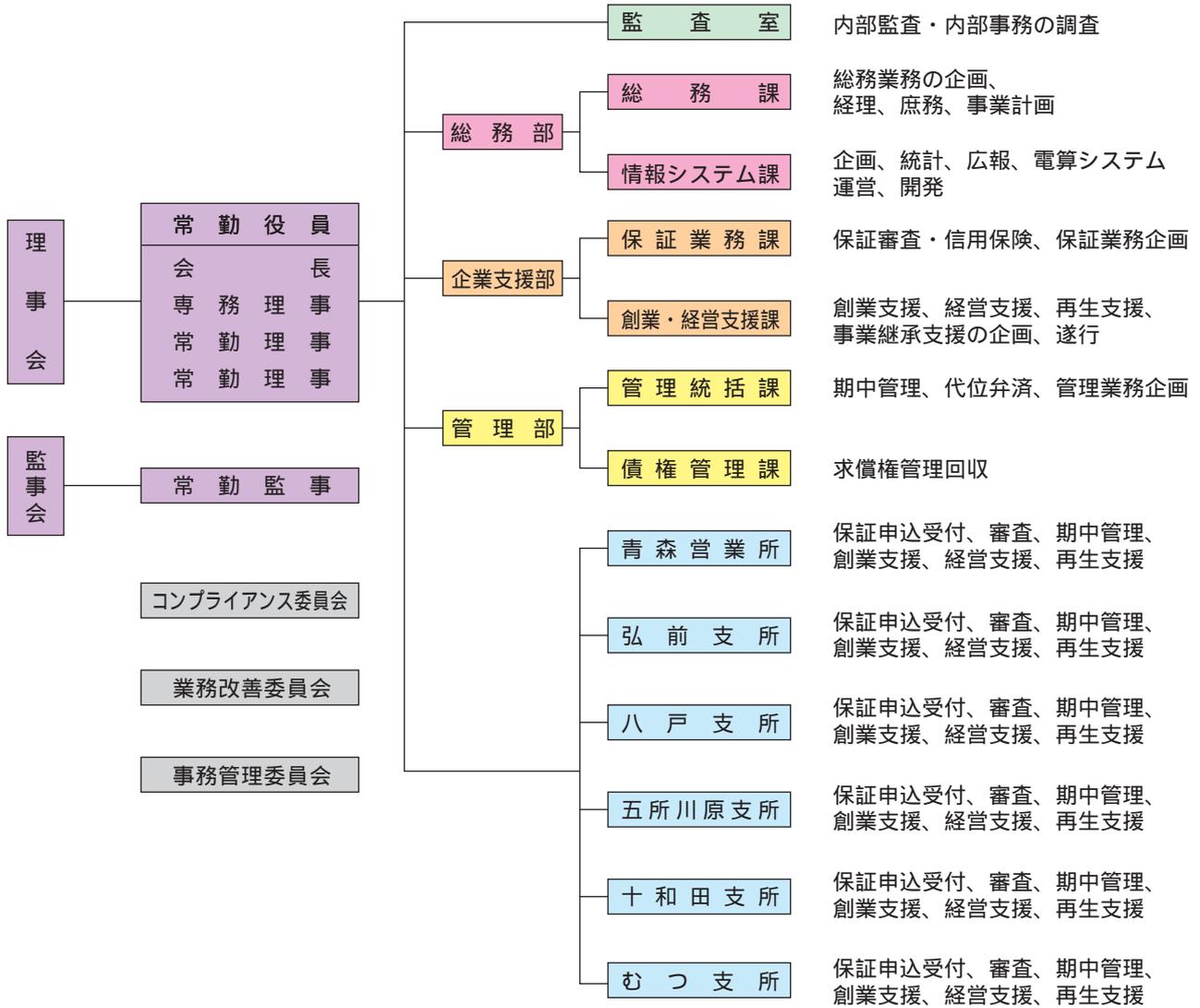
現在の協会章は、昭和43年（1968）年9月に当協会創立20周年記念事業の一環として制定されました。

デザインは「青森県」の「ア」を象形化したもので「ア」の「ノ」の部分は信用保証協会の頭文字「S」を表現しております。そして、「フ」の部分については特に右の横を拡大し全体に丸みを出しておりますが、これは、中小企業者に対する協会のイメージを柔らかくし、親しみやすい協会であること、協会の伸展を意図したものです。

## ● 青森県信用保証協会の役員名簿（令和5年8月8日時点）

会長	柏木 司	常勤	
専務理事	葛西 啓智	常勤	
常勤理事	古川 博章	常勤	
常勤理事	和田 宗子	常勤	
理事	山谷 清文	非常勤	青森県議会 総務企画危機管理委員会 委員長
理事	工藤 慎康	非常勤	青森県議会 商工労働観光エネルギー委員会 委員長
理事	西 秀記	非常勤	青森県市長会 会長
理事	小又 勉	非常勤	青森県町村会 会長
理事	石川 啓太郎	非常勤	青森銀行 頭取
理事	藤澤 貴之	非常勤	みちのく銀行 頭取
理事	益子 政士	非常勤	青い森信用金庫 理事長
理事	小中 雅彦	非常勤	東奥信用金庫 理事長
理事	堀内 元博	非常勤	青森県信用組合 理事長
理事	倉橋 純造	非常勤	青森商工会議所 会頭
理事	今井 高志	非常勤	弘前商工会議所 会頭
理事	武輪 俊彦	非常勤	八戸商工会議所 会頭
理事	一戸 善正	非常勤	青森県商工会連合会 会長
理事	櫛引 利貞	非常勤	青森県中小企業団体中央会 会長
監事	工藤 均	常勤	
監事	盛田 晶志	非常勤	公認会計士・税理士
監事	古川 智洋	非常勤	公認会計士・税理士

## 組織図



## 各部署の概要

<p><b>総務部</b></p>	<p>総務課においては人事・給与・庶務等、情報システム課においては、電算システムの管理運営・開発、統計資料の作成、分析といった協会業務をスムーズに運用するためのサポートを行う部署です。</p>
<p><b>企業支援部</b></p>	<p>営業所、各支所からの保証稟議の審査のほか、創業・経営相談など、お客様のお悩みを解決するためのサポートを行う部署です。創業相談はこれから創業される方や創業後5年未満の方を対象に創業の一般的なご相談から計画書作成の相談、資金調達の相談をサポートします。経営相談はお客様の抱える様々な経営課題について、専門家を派遣したり、金融機関との調整を図るための経営サポート会議を開催するなどのサポートを行っています。</p>
<p><b>管理部</b></p>	<p>保証後の債務についての期中管理、代位弁済（融資金の返済が困難になったお客様に代わって金融機関に返済する際の手続き）の審査や回収を促進するための訴訟手続きを行うほか、代位弁済後の今後の返済方法についてお客様と交渉を行う部署です。</p>
<p><b>営業所 各支所</b></p>	<p>金融機関やお客様からの保証申し込みに対する審査など、金融機関との折衝、お客様との交渉を行う窓口となる協会の最前線部署です。</p>

## ● 信用保証協会の役割

信用保証協会(以下「協会」という。)は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づいて設立された公的保証機関です。

協会の役割は、中小企業の金融の円滑化を図ることにあります。

事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者に対して、金融上の強力な「公的保証人」となって融資の道を開く専門機関が協会です。協会は、中小企業と金融機関とを結びつける「架け橋」の役割を果たすとともに、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、資金の裏付けをして、その企業を発展に導き、地域経済の発展に貢献していくという大きな役割があります。

## ● 信用補完制度のしくみ

この制度は、中小企業者、金融機関、協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」との総称をいいます。協会は、地方公共団体から出えん金等の財政支援を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により保証債務履行(代位弁済といえます。)に伴う負担が軽減されています。これらにより協会は、広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

## ● 金融機関との「責任共有制度」について

平成17年6月に中小企業政策審議会基本政策部会から提言された、「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」の中の項目の一つで「保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して、中小企業者の事業意欲を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことが必要である。」とされたことを受けて、平成19年10月から実施された制度です。次の二つの責任共有方式が導入され、金融機関がどちらかを選択することになります。

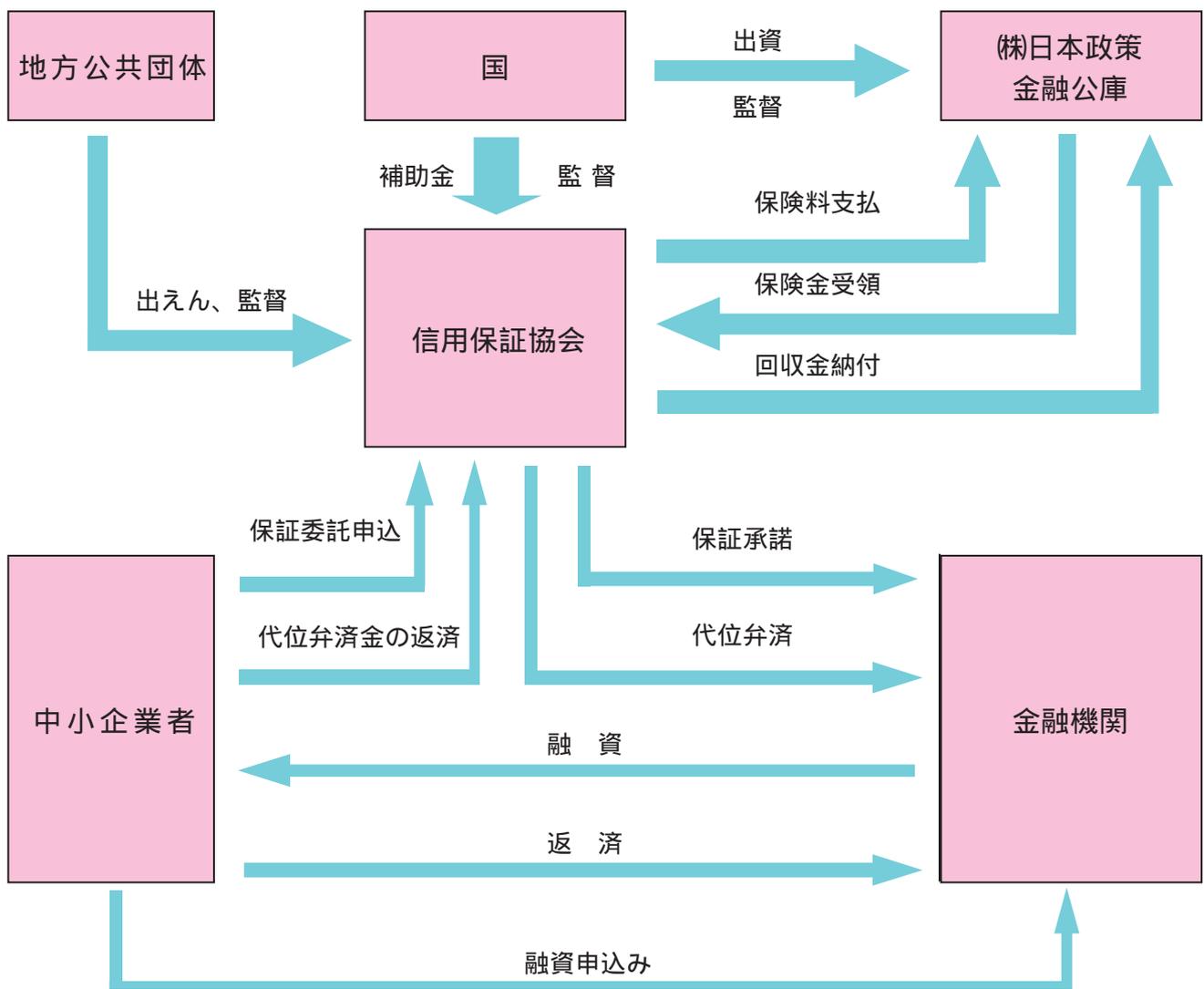
### 【負担金方式】

定められた計算期間内において保証債務平均残高と代位弁済額により代位弁済率を算出し、定められた計算期間内においての保証債務平均残高に対して、前述の代位弁済率を乗じた金額の20%を負担金として金融機関が協会に納付する方式

### 【部分保証方式】

個別融資金額の80%を協会が保証する方式(保証制度として特定された「特定社債保証」、「流動資産担保融資保証(ABL保証)」等)

● 信用補完制度の基本仕組み図



【説明】

- ・ 申込人の事業内容、経営計画、返済能力等を総合的に審査し、協会が保証承諾しますと、信用保証書が金融機関に交付され、金融機関では融資を実行します（ 、 ）。（融資実行時に、借入人には協会所定の信用保証料をお支払いしていただきます。）
- ・ 協会では信用保険料を支払います（ ）。
- ・ 借入人は、定められた返済条件に従って金融機関に返済します（ ）。
- ・ 何らかの事情により返済ができなくなった場合には、協会が借入人に代わって金融機関に元金残高および利息額を返済します（ 代位弁済）。なお、一時的に返済が困難になった場合等には、返済条件変更のご相談もできます。代位弁済後、協会では一定割合の信用保険金を受領します（ ）。
- ・ 代位弁済後、借入人、連帯保証人は、代位弁済金に損害金を加えた額を協会に返済します（ ）。
- ・ 協会では、 による回収金のうち、保険金の受領割合に応じた額を(株)日本政策金融公庫に納付します（ ）。

## ● 信用保証料

信用保証料（以下、「保証料」という。）は、金利や手数料的な性格とは異なり、協会が中小企業者の保証委託に基づいて行う信用保証の対価として、中小企業者にご負担していただく信用保証制度独自のものです。そのうち半分以上を株式会社日本政策金融公庫に信用保険料として納付しています。

## ● 保証料率

平成18年度から、従来、原則一律であった保証料率を中小企業者の経営状況を踏まえた保証料率体系とし、基本となる保証料率を年率0.50%～2.20%の範囲で9区分に細分化しました。

また、平成19年10月からは、金融機関との責任共有制度の開始により、年率0.45%～1.90%の範囲とする責任共有保証料率を導入しています。

### 【リスク考慮型基準料率表】

区 分									
責任共有 保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外 保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特殊保証)	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証のことを指します。

## ● 保証料の割引・補給

有担保	物的担保の提供がある場合（保証料補給のある場合を除く）、保証料率を0.10%割引します。
会計参与設置会社	一部の保証制度を除き、会計参与設置会社の場合は保証料率を0.10%割引します。
県・市町村制度	県・市町村制度を利用する場合、県および一部の市町村から保証料の全部または一部の補給を受けることができます。
協会保証制度	一部の保証制度のついて、保証料率を引き下げています。

## ●ご利用いただける中小企業者

### 1. 所在地

#### 個人の場合

「青森県内」に住居又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

#### 法人の場合

「青森県内」に本店又は事業所（事務所）を有し、事業を行っている中小企業者が保証の対象となります。

ただし、個人は住居が、法人は本店の住所が「青森県外」の中小企業者については、青森県内の事業所（事務所）で使用する事業資金に限ります。

### 2. 規 模

原則として「中小企業信用保険法」に定める「中小企業者」を対象としています。

個人の場合は「常時使用する従業員数」が、また、会社の場合は「資本金（出資金）」又は「常時使用する従業員数」のいずれかが、下表に該当していることが必要となります。

業 種	資本金（出資の総額）	従業員数
製造業等（運送業、建設業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人	—	300人以下

組合の場合は、当該組合又はその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

## ● 保証の内容

### 1. 保証限度額

#### 一般保証

個人・会社・医業を主たる事業とする法人

2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）

組合

4億8,000万円（普通保証4億円、無担保保証8,000万円）

ただし、下記の組合の場合は、の保証限度額が適用されます。

農業協同組合（同連合会）、水産業協同組合、森林組合（同連合会）、生産森林組合、

消費生活協同組合（同連合会）、内航海運組合（同連合会）

#### 別枠保証

国の施策による特別な要件を必要とする保証で、一般保証とは別枠の取り扱いとなります。

1. 他協会の利用がある場合、合算した利用額が限度額を超えることはできません。
2. グループ企業が構成されている法人等の場合、結びつきの度合いによっては、グループ企業に対する保証の合計額を、一企業の保証限度額の範囲内で取り扱いする場合があります。

### 2. 保証期間

原則として、運転資金15年以内、設備資金20年以内としています。

（運転設備資金の場合は、資金使途の割合の大小により判定します）

ただし、制度保証等については、定められた保証期間以内となります。

### 3. 資金使途

中小企業者とその事業経営に必要な「事業資金（運転資金及び設備資金）」に限られます。

したがって、「事業資金」以外の生活資金、投機資金、住宅建築資金等は対象にはなりません。

### 4. 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

### 5. 担保

必要に応じ提供していただきます。

## ● 主な保証制度

### 県の制度

制 度 名	貸付限度額	貸付利率（年率）	保証期間	保証料率
「選ばれる青森」への挑戦資金				
創業（スタートアップ創出枠）	1 億円 （うち は3.5千万円）	固定1.1%	～	1.05%
創業（スタートアップ創出枠以外）				
重点推進分野に属する事業	～ 各 1 億円	女性、UIJター：0.9%	～	～
空き店舗活用				
認定や国・県補助等採択事業				
新分野進出				
再生エネルギー発電設備導入 （再生エネルギー導入促進枠）	2 億円 2.8億円	各市町村が設置する 創業相談窓口の利用： 1.0%	～	0.45%～1.90%
再生エネルギー発電設備導入 （再生エネルギー導入支援枠）				
生産性向上を図る事業	～ 各 1 億円	～	～	～
働き方改革を推進する取組				
DXを推進する取組				
GXを推進する取組				
SDGs の達成に資する取組				
事業承継枠 ～	～ は合計で 1 億円 は 1 億円（別枠）	所定 - 0.8% （下限1.6%） 経営力向上割引あり	～	～
事業承継枠 ～				
金融機関提案枠	1 億円	上限1.1%	～	～
経営安定化サポート資金				
連鎖倒産枠	3 千万円 （運転資金のみ）	所定 - 0.8% （下限1.6%） 経営力向上割引あり	～	～
経営安定枠	4 千万円 （運転資金のみ）			
災害枠	3 千万円	3 年以内：0.9%		
		3 年超：1.1%		
事業再生枠	3 千万円	所定利率 経営力向上割引あり	～	～
事業活動応援資金				
事業活動枠	1 億円	所定 - 0.3% （上限2.0%） 経営力向上割引あり	～	～
流動資産担保枠	3 千万円		～	
再チャレンジ枠	1 千万円		～	
伴走支援型借換資金	1 億円	所定-1.3% （下限1.1%）	～	～

経営安定関連の保証料率は1～4号、6号の場合0.95%、5、7、8号の場合0.86%となります。

県および連携している市町村による保証料補給要件は制度により異なります。詳細につきましては当協会までお問い合わせください。

## 市町村の制度

制 度 名	貸付限度額	貸付利率（年率）	保証期間	保証料率
青森市地場産業振興資金	2,000万円	1.8%以内	設備15年以内	0.45%～1.90% 青森市が半額補給
八戸市商工業設備投資資金	5,000万円 中心市街地枠 1億円	一般 2.0% 中心市街地枠 1.5%	設備10年以内	0.45%～1.90% 八戸市が全額補給
十和田市長期経営安定化資金	1,000万円	2.6%以内	10年以内	0.45%～1.90% 十和田市が全額補給
市町村小口資金	2,000万円	各市町村ごとに決定	10年以内	0.45%～1.90% 市町村補給あり
市町村事業活性化資金	2,000万円	各市町村ごとに決定	10年以内	0.45%～1.90% 市町村補給あり
市町村小口零細企業資金	2,000万円	各市町村ごとに決定	10年以内	0.45%～2.20% 各市町村補給あり

小口資金、事業活性化資金、小口零細企業資金の実施状況および保証料補給要件は各市町村により異なります。



尻屋崎の寒立馬（下北郡東通村）

国の主な制度

制 度 名	貸付限度額	貸付利率（年率）	保証期間	保証料率
中小企業特定社債保証	4億5,000万円	発行体所定金利	2年以上7年以内	0.45%～1.90%
流動資産担保保証	2億円	所定金利	1年 （個別保証の場合 据置1年以内）	0.68%
借換保証 一般保証及び 経営安定関連保証 条件変更改善型借換保証	2億8,000万円	所定金利	10年以内 （据置1年以内） 15年以内 （据置2年以内）	0.45%～1.90%
事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）	個人・法人 2億8,000万円	所定金利	一括返済：1年以内 分割返済：15年以内 （据置1年以内）	責任共有対象 0.8% 責任共有対象外 1.0%
事業再生計画実施関連保証 （感染症対応型）	組合 4億8,000万円	所定金利	一括返済：1年以内 分割返済：15年以内 （据置5年以内）	0.85% 国補給あり
伴走支援型特別保証	1億円	所定金利	一括返済：1年以内 分割返済：15年以内 （据置5年以内）	0.45%～2.40%
創業関連保証	3,500万円	所定金利	10年以内 （据置1年以内）	0.85%
スタートアップ創出促進保証		所定金利	10年以内 （据置1年または 3年以内）	1.05%
再挑戦支援保証		所定金利	10年以内 （据置1年以内）	0.85%
東日本大震災復興緊急保証		個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	所定金利	10年以内
経営安定関連保証	2億8,000万円	所定金利	運転15年以内 （据置1年以内） 設備20年以内 （据置1年以内）	1～4,6号 0.95% 5,7,8号 0.86%
財務要件型無保証人保証	2億8,000万円	所定金利	一括返済：2年以内 分割返済：7年以内 （据置1年以内）	0.45%～1.90%

## 協会の主な制度

制 度 名	貸付限度額	貸付利率（年率）	保証期間	保証料率
事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%～1.62%
当座貸越（貸付専用型） 根保証	100万円以上 2億8,000円以下	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%～1.62%
根保証 （手形割引・手形貸付 電子記録債権割引）	2億円 （運転資金のみ）	所定金利	1年間	0.39%～1.87%
長期経営資金（やくしん）	2,000万円以上 2億円以下 （100万円単位）	所定金利	運転：3年以上 15年以内 設備：3年以上 20年以内	0.45%～1.90%
小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 「ナイス」	300万円	所定金利	1年間もしくは2年間	0.39%～1.62%
協調融資保証制度 「WIN」	2億8,000万円	所定金利	運転：1年以上 10年以内 設備：1年以上 20年以内	0.35%～1.80%
短期継続型保証 「NEWサポート・ファイブ」	8,000万円 （運転資金のみ）	所定金利	12か月	0.45%～1.90%
小口短期継続型保証 「スモールサポート・ファイブ」	3,000万円 （運転資金のみ） （1企業者1口限り）	所定金利	12か月	1.15%

● 収支計算書

(単位：円)

収 入	
科 目	金 額
経 常 収 入	3,232,649,118
保 証 料	2,731,808,285
預 け 金 利 息	2,736,985
有価証券利息配当金	239,655,958
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	6,814,887
損 害 金	17,593,346
事 務 補 助 金	14,025,991
責 任 共 有 負 担 金	186,233,000
雑 収 入	33,780,666
経 常 収 支 差 額	962,700,511

支 出	
科 目	金 額
経 常 支 出	2,269,948,607
業 務 費	1,017,612,746
役 職 員 給 与	477,962,794
退職給与引当金繰入	53,692,100
そ の 他 人 件 費	101,174,837
旅 費	6,204,680
事 務 費	184,399,004
賃 貸 料	83,432,004
動産・不動産償却	13,965,288
信用調査費	2,356,595
債 権 管 理 費	29,101,457
指 導 普 及 費	30,065,853
負 担 金	35,258,134
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,249,607,672
責任共有負担金納付金	0
雑 支 出	2,728,189

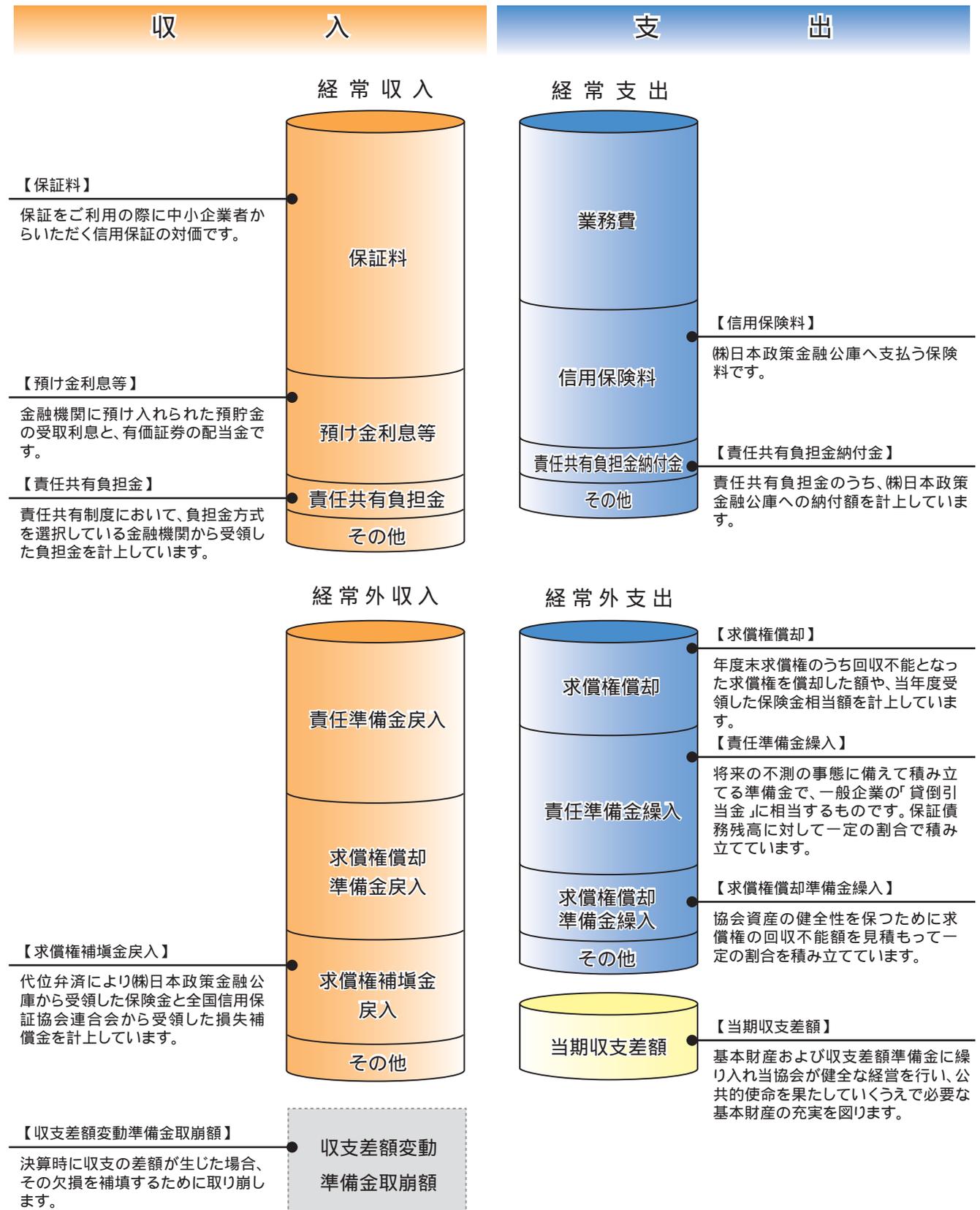
経 常 外 収 入	2,757,358,946
償却求償権回収金	132,797,898
責任準備金戻入	1,778,740,684
求償権償却準備金戻入	44,756,438
求償権補填金戻入	801,063,926
保 険 金	761,211,988
損失補償補填金	39,851,938
有価証券評価益	0
有価証券売却益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	0
経 常 外 収 支 差 額	29,717,706

経 常 外 支 出	2,787,076,652
求 償 権 償 却	920,299,992
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	1,473,733
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退 職 金	570,350
責任準備金繰入	1,744,560,040
求償権償却準備金繰入	120,172,536
そ の 他 支 出	1

制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0

当 期 収 支 差 額	932,982,805
収支差額変動準備金繰入額	466,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	466,982,805

● 収支計算書の用語解説



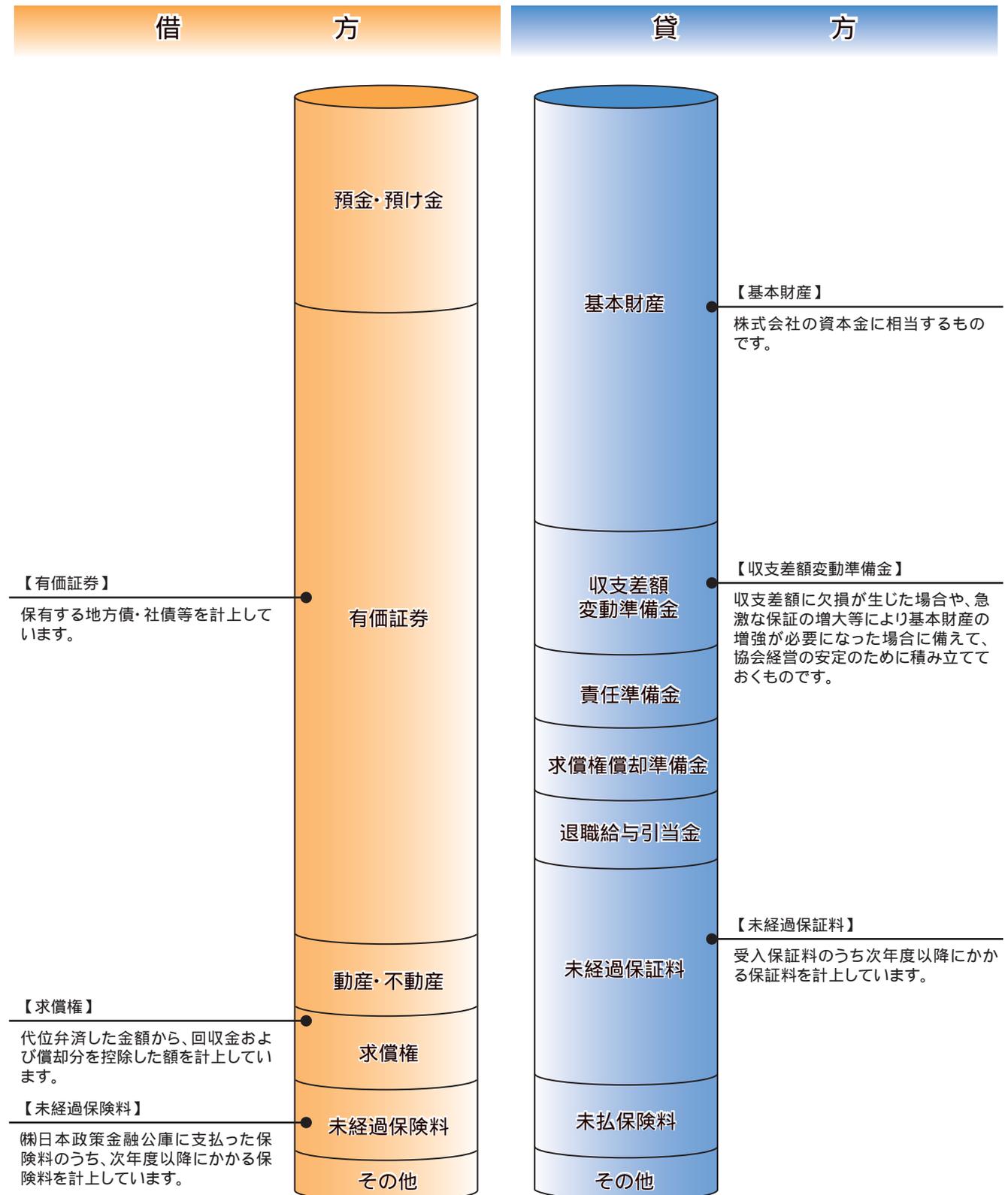
● 貸借対照表

(単位:円)

借 方	
科 目	金 額
現 金	180,861
現 金	180,861
小 切 手	0
預 け 金	8,245,973,926
当 座 預 金	0
普 通 預 金	7,925,024,069
通 知 預 金	0
定 期 預 金	300,000,000
郵 便 貯 金	20,949,857
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	25,766,671,395
国 債	0
地 方 債	7,295,612,198
社 債	18,336,259,197
株 式	134,800,000
受 益 証 券	0
新 株 予 約 権	0
フ ァ ン ド 出 資	0
譲 渡 性 預 金	0
そ の 他	0
動 産 ・ 不 動 産	221,915,550
事 業 用 不 動 産	171,739,739
事 業 用 動 産	50,175,811
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0
建 設 仮 勘 定	0
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	269,032,065,047
求 償 権	826,464,334
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	695,149,302
仮 払 金	2,080,880
保 証 金	0
厚 生 基 金	99,760,700
連 合 会 勘 定	226,168
未 収 利 息	33,454,550
有 価 証 券 未 収 入 金	0
未 経 過 保 険 料	559,627,004
合 計	304,788,420,415

貸 方	
科 目	金 額
基 本 財 産	21,889,712,413
基 金	10,483,490,000
基 金 準 備 金	11,406,222,413
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	3,157,211,988
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	- 22,094,577
責 任 準 備 金	1,744,560,040
求 償 権 償 却 準 備 金	120,172,536
退 職 給 与 引 当 金	781,054,900
損 失 補 償 金	0
保 証 債 務	269,032,065,047
求 償 権 補 填 金	0
保 険 金	0
損 失 補 償 補 填 金	0
借 入 金	0
長 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
短 期 借 入 金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
雑 勘 定	8,085,738,068
仮 受 金	1,925,399
保 険 納 付 金	51,364,436
損 失 補 償 納 付 金	2,803,284
未 経 過 保 証 料	8,015,999,884
未 払 保 険 料	1,576,338
未 払 費 用	12,068,727
有 価 証 券 未 払 金	0
合 計	304,788,420,415

● 貸借対照表の用語解説



● 財産目録

(単位：円)

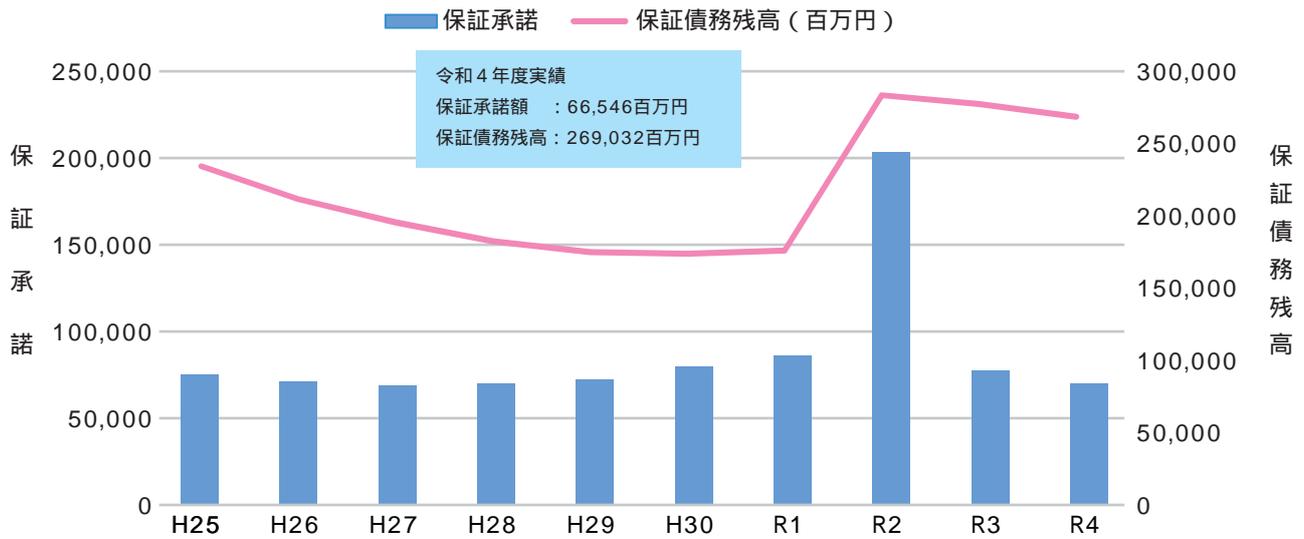
資 産		
科 目	金 額	
現 金	180,861	
預 け 金	8,245,973,926	
金 銭 信 託	0	
有 価 証 券	25,766,671,395	
動 産 ・ 不 動 産	221,915,550	
損 失 補 償 金 見 返	0	
保 証 債 務 見 返	269,032,065,047	
求 償 権	826,464,334	
譲 受 債 権	0	
雑 勘 定	695,149,302	
合 計	304,788,420,415	

負 債		
科 目	金 額	
その他有価証券評価差額金	- 22,094,577	
責 任 準 備 金	1,744,560,040	
求 償 権 償 却 準 備 金	120,172,536	
退 職 給 与 引 当 金	781,054,900	
損 失 補 償 金	0	
保 証 債 務	269,032,065,047	
求 償 権 補 填 金	0	
借 入 金	0	
雑 勘 定	8,085,738,068	
合 計	279,741,496,014	
正 味 財 産	25,046,924,401	



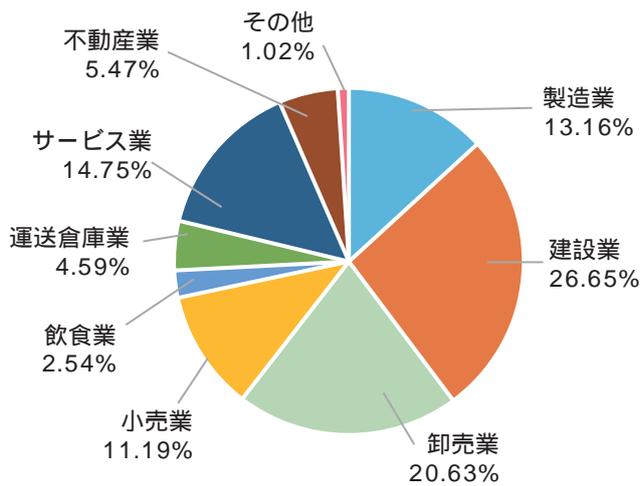
燕鳴神社（八戸市）

## 保証承諾額・保証債務残高推移



## 業種別実績

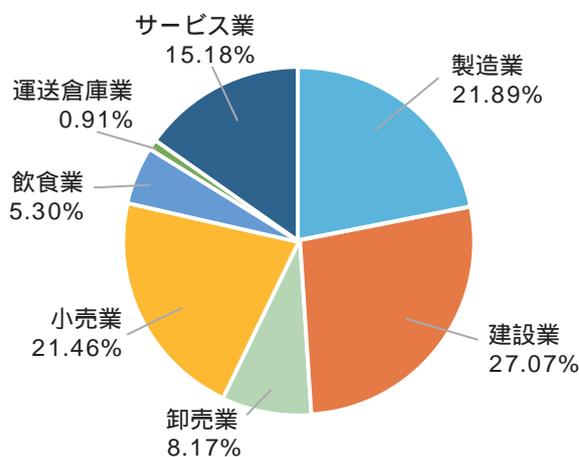
### < 保証承諾 >



(単位: 百万円)

区分	件数	金額
製造業	624	8,761
建設業	1,613	17,733
卸売業	743	13,726
小売業	833	7,447
飲食業	304	1,689
運送倉庫業	210	3,057
サービス業	979	9,819
不動産業	313	3,637
その他	66	679

### < 代位弁済 >

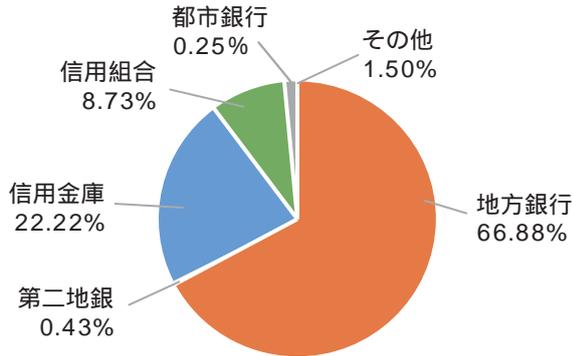


(単位: 百万円)

区分	件数	金額
製造業	38	359
建設業	33	444
卸売業	18	134
小売業	49	352
飲食業	30	87
運送倉庫業	1	15
サービス業	25	249
不動産業	0	0
その他	0	0

## 金融機関群別実績

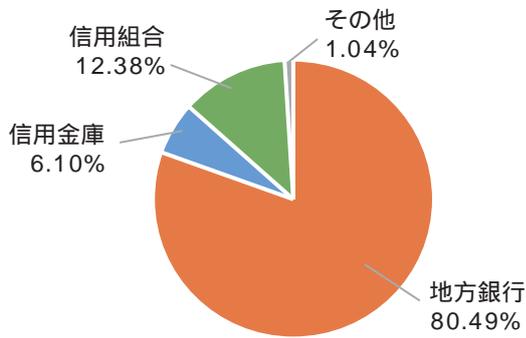
### < 保証承諾 >



(単位：百万円)

区分	件数	金額
都市銀行	2	165
地方銀行	3,441	44,505
第二地銀	28	284
信用金庫	1,678	14,784
信用組合	501	5,811
その他	35	997

### < 代位弁済 >

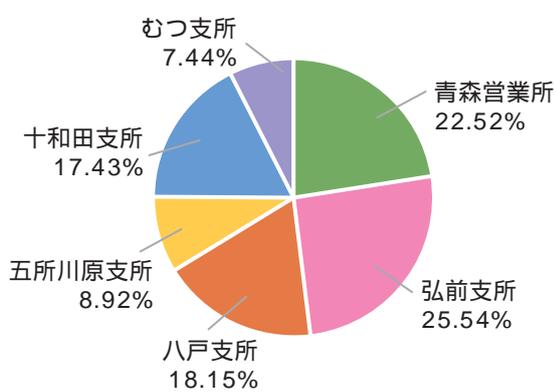


(単位：百万円)

区分	件数	金額
都市銀行	0	0
地方銀行	132	1,320
第二地銀	0	0
信用金庫	24	100
信用組合	35	203
その他	3	17

## 営業所・支所別実績

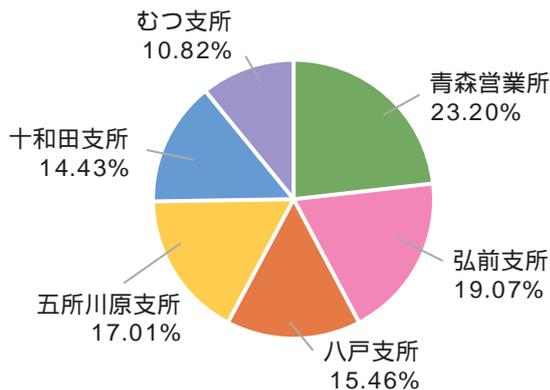
### < 保証承諾 >



(単位：百万円)

区分	件数	金額
青森営業所	1,253	14,986
弘前支所	1,592	16,994
八戸支所	1,167	12,078
五所川原支所	518	5,933
十和田支所	822	11,601
むつ支所	333	4,953

### < 代位弁済 >



(単位：百万円)

区分	件数	金額
青森営業所	45	338
弘前支所	37	220
八戸支所	30	179
五所川原支所	33	481
十和田支所	28	205
むつ支所	21	216

## ● 令和4年度「創業者・事業者支援キャンペーン」

中小企業・小規模事業者向け各種制度を活用し創業者・事業者を支援し地域活性化への貢献を目的としたキャンペーンを毎年行っています。

保証残高区分によりグループ分けを行い、各グループ上位5店舗には表彰状と記念品を贈呈しています。

### 開催期間

令和4年4月1日～令和5年1月31日

### 対象保証

県制度「選ばれる青森への挑戦資金（創業枠）」を利用した保証承諾件数及び創業関連特例を利用した保証承諾件数

「協調融資保証制度（WIN）」を利用した保証承諾件数

「伴走支援型特別保証制度」を利用した保証承諾件数

「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度」を利用した保証承諾件数

### 表彰基準

実施期間内の累計件数グループ上位各5店舗

ただし、併用した場合は1件及び口数を分割した場合も1件としてカウントします。

、 について新型コロナウイルス感染症に関連する支援制度であることから、カウントを2倍とします。

最終的に件数が同数となった場合は、承諾額で順位判定し、件数・金額がいずれも同一の場合には、R4.3末とR5.1末の保証債務残高比較（増加率）により順位判定します。

## 令和4年度 表彰店舗

グループ A 令和4年3月末 保証残高17億円以上	グループ B 令和4年3月末 保証残高10億円以上	グループ C 令和4年3月末 保証残高3億円以上
青い森信用金庫 青森営業部	青森銀行 古川支店	青森銀行 浪岡中央支店
青森銀行 親方町支店	青森銀行 浪打支店	青森銀行 大野支店
青森銀行 津軽和徳支店	青森県信用組合 本店営業部	青い森信用金庫 弘前支店
青森銀行 本店営業部	東奥信用金庫 城東支店	青い森信用金庫 古川支店
みちのく銀行 五所川原支店	東奥信用金庫 黒石支店	青森銀行 浪館通支店

店舗名については令和5年1月31日時点

## ● 令和4年度金融機関優績店舗表彰

創業・事業承継・経営承継・経営安定支援を目的として、表彰基準により算出されたポイントの多い店舗に対して感謝状と記念品を贈呈しています。

表彰式については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しておりましたが、令和4年度表彰は支所主催の保証業務推進協議会にて感謝状と記念品の贈呈を行いました。

### 開催期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 対象保証

県制度「選ばれる青森への挑戦資金（創業枠）」及び創業関連特例を利用した保証承諾件数  
 「事業承継特別保証制度」「経営承継借換関連保証制度」及び県制度「選ばれる青森への挑戦資金（事業承継）」を利用した保証承諾件数  
 「経営承継関連保証制度」「特定経営承継関連保証制度」「経営承継準備関連保証制度」「特定経営承継準備関連保証制度」を利用した保証承諾件数  
 セーフティネット4号及び5号を利用した保証承諾件数

### 表彰基準

前年度末保証債務残高によりグループA～Cに分けられ、上記対象保証の承諾件数や、保証債務残高・保証承諾金額の増加率が高い順にグループごとにポイントを付与します。

なお、制度優先利用の観点から同時期に同一企業者に複数承諾した場合には1件としてカウントします。この場合、金融機関が異なる場合には金融機関毎に各1件とします。

グループA	グループB	グループC
17億円以上	10億円以上	3億円以上
上位10店舗	上位10店舗	上位5店舗



贈呈式の様子



## ● 令和4年度保証業務連絡協議会

県内金融機関及び商工団体担当者に出席頂き、当協会の今年度の事業計画、保証制度、創業・経営支援等の説明を行い、支援・協力を得ることを目的として開催しています。

令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止していましたが、3年ぶりの開催となりました。

## ● 金融機関本部との合同勉強会

当協会の業務について一層の理解を深めていただき、相互連携の強化を図ることを目的に、毎年金融機関本部との合同の勉強会を開催しています。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、勉強会のみ実施し懇親会は中止としました。

## ● 信用保証書の電子化

令和4年10月から、一部金融機関との間で信用保証書の電子交付を開始しました。

これにより、金融機関でのリードタイム短縮による融資実行の迅速化や、ペーパーレス化による信用保証書の紛失、情報漏洩のリスクの軽減が図られます。

### 保証書電子化サービス導入金融機関

- ・ 東奥信用金庫
- ・ 青い森信用金庫
- ・ 青森県信用組合
- ・ 北日本銀行
- ・ 商工組合中央金庫（青森支店・八戸支店）

令和5年3月末時点



弘前城外堀の桜（弘前市）

## ● 弘前大学との連携協力に関する協定

令和4年4月7日に国立大学法人弘前大学と連携協力に関する協定を締結しました。

この協定は、それぞれが持つ情報および人的資源を活用し、地域社会の発展と産業の振興に寄与することを目的としています。本協定の記念事業として新たに共同研究契約を締結し協会職員・専門家による講義や学生による創業者へのインタビュー実施機会の提供、研究に必要とされる創業者属性の提供等を行いました。

本研究終了時（2年間）には、地域や金融機関に対して創業・起業支援のあり方に対する提言が行われる予定であり、当協会ではこの提言に基づく新たな支援メニューの創設を検討しております。

### 主な取り組み

#### オリエンテーション

開催日：令和4年5月6日

場 所：当協会 大会議室

出席者：弘前大学

三上副理事、林助教

ほかゼミ生7名

当協会

葛西常務理事、

須郷企業支援部長

ほか職員4名

内 容：当協会の業務内容の説明および研究の方向性の共有

#### 当協会職員によるゲストスピーカー講義

開催日：令和4年5月13日

場 所：弘前大学 人文社会化学部4F

出席者：弘前大学

林助教、ほかゼミ生7名

当協会

佐々総務課長、

中村創業・経営支援課長

内 容：当協会の創業支援を通して見える創業者の動向の共有



協定締結式



ゲストスピーカーとして登壇



学生による企業インタビュー

## ● 県内中小企業・小規模事業者の販路拡大支援に向けたアライアンス

令和4年2月15日に県内5金融機関と販路拡大支援に向けたアライアンスに関する協定を締結しました。

同協定は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある県内事業者の販路拡大支援として当協会が事務局となり、各金融機関が持つ販路拡大ツール等を相互に活用できるフレーム構築や連携した商談会を開催し、事業者の業績拡大・改善につながることを目的としております。

その他、本取り組みには、青森県及び公益財団法人21あおもり産業総合支援センターにアドバイザー機関として参画いただき、各種商談会の提案や補助金活用支援、専門家派遣等の側面支援をいただくこととしております。

同協定締結以降、定期的な連絡会の開催により各機関が提供する販路拡大ツールや実績等の共有を行っております。

また、令和5年1月には協定締結機関からの要望に応じ、当協会が事務局を務める商談会を開催しております。同商談会は協定締結機関が事務局に推薦のあった県内の食料品製造業者がサプライヤーとなり、県内大手小売業者との商談を行いました。

同商談会には26者が参加し約10者が商談成立となっております。参加事業者からは「取引について具体的に話すことができた」など好評の声がありました。



アライアンスチラシ



協定締結式

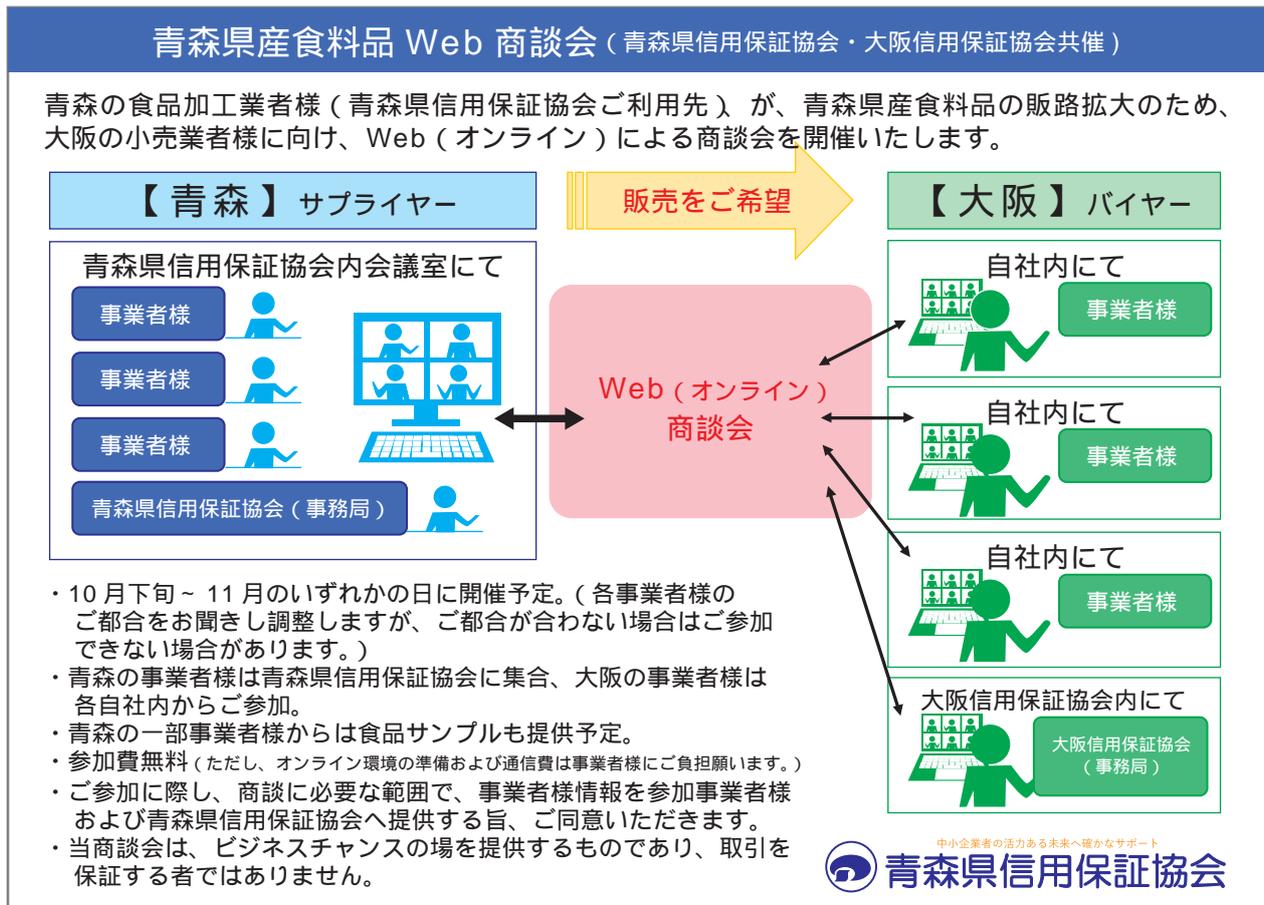
## ● 大阪信用保証協会との合同Web商談会

県産品の販路拡大を目的としたWeb商談会を大阪信用保証協会と合同で開催しました。

この商談会は、当協会が青森県内サプライヤーを選定し、商談を希望するバイヤー（スーパーマーケット）の選定を大阪信用保証協会が行いました。

当日は、県内企業4社と大阪の企業2社での実施となりました。商品ロットの相談や見積書を求める等具体的な商談が行われ、参加企業からは好評の声をいただきました。

この取り組みは今後も継続することを検討しており、加えて他の地域との商談会実施についても検討したいと考えています。



Web商談会説明資料



商談の様子（青森側）

## ● 青森県信用保証協会主催による経営支援セミナー

令和4年12月12日に当協会主催の経営支援セミナーを開催しました。

「コロナ禍における事業再生について」というテーマの下、中小企業活性化全国本部統括事業再生プロジェクトマネージャーの加藤寛史氏をお招きし、ポストコロナにおける中小企業活性化協議会の役割について講演いただきました。リアル会場とオンラインでのハイブリット開催であり、金融機関及び関係機関から185名にご参加いただきました。

地域金融機関等関係者全体の経営改善・事業再生スキルの向上を図るため再生事例や時事情報の共有、またマインド醸成を行うことを目的に、年1回開催しているものであり、今後も継続的に開催する予定です。



林前会長による挨拶



会場の様子



ゲストによるパネルディスカッション

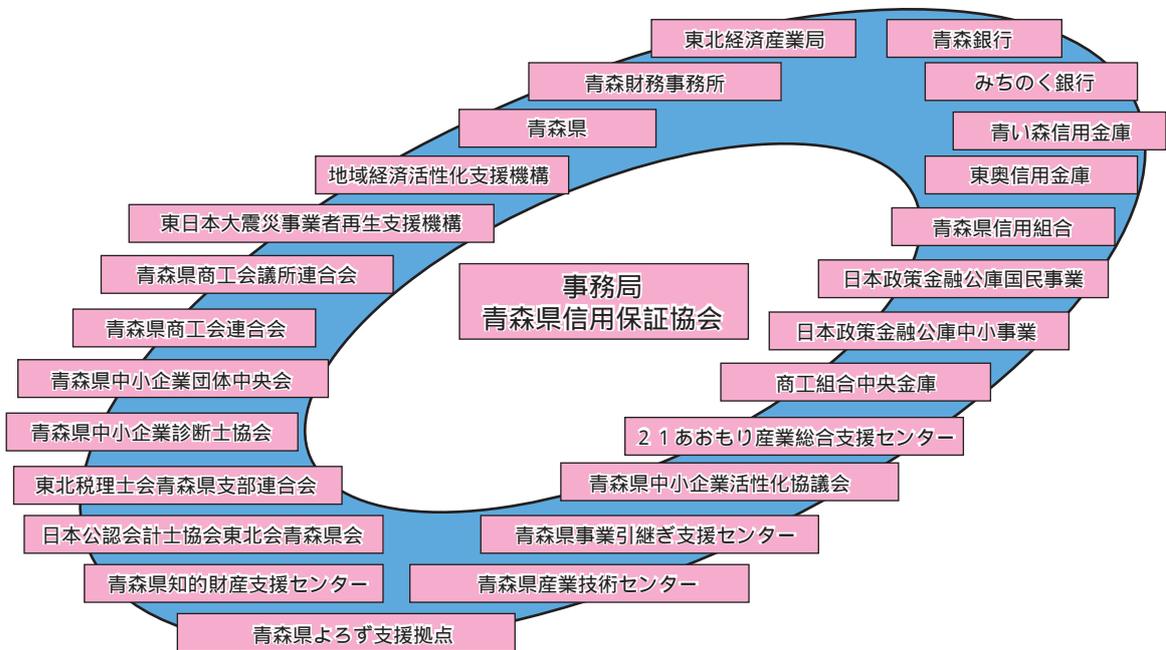
## ● 青森県中小企業支援ネットワーク会議

令和4年11月15日に当協会が事務局を務める青森県中小企業支援ネットワーク会議を開催しました。

青森県中小企業支援ネットワークは行政・金融・商工団体等26の機関で構成されており、会議では経営改善・事業再生等の施策や取り組みに加え、近年は創業支援の取り組みやコロナ施策等タイムリーに情報提供を行うなど柔軟な運営に努めています。

第15回目となる令和4年度の会議では、全26機関から37名に出席いただき、コロナ禍における中小企業の状況と各種支援策の取り組み、融資動向や経営支援の取り組み内容を中心に情報共有を行いました。

### 中小企業支援ネットワーク参加機関



会場の様子

## ● 各種セミナーの開催、講師の派遣

当協会では創業者向けの各種セミナー開催や起業塾等への講師派遣を行っております。

昨年度は青森市、弘前市、八戸市で毎年開催している創業セミナーに加え、あおり女性創業サポーターズ「あおりフルール」と当協会女性創業支援チーム「エールブランシェ」とのコラボセミナーを開催しました。

創業セミナーはこれまで22回開催しており延べ492名の参加があり、創業者への有益な情報提供を目的に今後も開催を予定しております。

### あおスタ起業塾

主催：青森市、青森商工会議所

開催日：令和4年7月9日～9月17日までの隔週土曜日  
(全6回)

会場：あおりスタートアップセンター  
第5回、6回に当協会より講師を派遣

### 今さら聞けない SNS 活用セミナー

～最新基礎から広告運用～

主催：当協会、はちのへ創業・事業承継サポートセンター

開催日：令和4年10月20日(木)

会場：YSアリーナ八戸 多目的室



創業者のための税務セミナー（青森市）

### ○ 創業者のための税務セミナー

主催：当協会

開催日：令和4年11月10日(木)

会場：青森県共同ビル5階 大会議室

後援：東北税理士会青森県支部連合会、  
青森県青色申告会



広告宣伝強化セミナー（弘前市）

### ○ 下北創業塾

主催：むつ市（大間町・東通村・風間浦村・  
佐井村と連携）

開催日：令和4年10月29日～12月3日（全5回）

会場：むつ来さまい館 2階会議室

第3回に当協会より講師を派遣

### ○ 広告宣伝強化セミナー

主催：当協会、弘前市・ひろさきビジネス支援センター

開催日：令和4年12月9日(金)

会場：土手町コミュニティパーク 多目的ホールA

### ○ あおりフルール×エールブランシェコラボセミナー

「私らしい起業のためのプレミアムレッスン 2023」

主催：当協会、青森県

開催日：令和4年1月14日(土)

会場：アピオ青森 大研修室1



女性創業支援チーム  
エールブランシェ  
イメージキャラクター  
「三毛猫バレリーナ」

## ● 経営方針

中小企業・小規模事業者は、少子高齢化、コロナ禍の長期化、原材料・光熱費の高騰等により経営環境は厳しく、さらに今後ゼロゼロ融資の返済も本格化する状況にある。

このため、当協会は信用補完制度の重要性を認識し、金融機関と連携のうえ、様々な政策的保証制度を提案しながら借換等多様な資金需要に対応していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ本業支援がより重要となるという認識の下、経営支援の取り組みを強化するため金融機関、各種支援機関等との連携を深め、「ハブ機関」としての機能を発揮しつつ、個々の中小企業の状況を勘案し、きめ細かい対応を実施していくとともに、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取り組みを行う。

さらに、金融機関との連携を一層強化し、期中管理の徹底により代位弁済の抑制に努めていく。

求償権回収は、無担保・第三者保証人を付さない債権の増加等から一段と厳しい環境にあり、管理コストを考慮したスタンスを取り入れ、効率性を重視した管理回収を図っていく。

加えて、公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、経営の透明性とコンプライアンスを常に意識し、リスク管理態勢の強化を図りながら、『中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート』をキャッチフレーズに「信頼される協会」「顔の見える協会」を目指す。

## ● 重点課題

### 【保証部門】

#### 金融機関と連携した資金繰り支援

- ア．企業のライフステージに応じてプロパー融資と保証付融資の適切なリスク分担に取り組んでいく。
- イ．プロパー融資の支援状況に着目した審査体制を継続していく。
- ウ．金融機関との勉強会を通じた適切なリスク分担の認識共有に努めていく。

#### 政策的保証制度の提案

- ア．創業関連特例（スタートアップ創出促進保証制度を含む）の提案
- イ．小口零細企業保証の提案
- ウ．経営改善型保証制度の提案
- エ．事業承継特別保証制度等の提案
- オ．協調融資保証制度の提案

#### 目利き審査能力の向上

- ア．内部研修による審査能力向上
- イ．外部研修による審査能力向上
- ウ．事前審査体制を通じた審査能力向上

## 【経営支援部門】

## 創業支援への積極的な取り組み

- ア．関係機関と連携した個別支援を実施する。
- イ．創業チャレンジを促すためのセミナー開催、創業に関する有益な情報提供等により、創業マインドの醸成を図る。
- ウ．創業後の事業継続・事業発展のため、フォローアップ支援を実施する。

## 経営改善支援・再生支援・事業承継支援への取り組み強化

## ア．経営改善支援への取り組み強化

金融機関との連携を通じて、中小企業者が必要とする各種支援を提供する他、新型コロナウイルス感染症対応資金利用先等のフォローアップなどの支援に努める。

## イ．再生支援への取り組み強化

再生局面において、個々の中小企業の状況を勘案しつつ、回収業務も含めてきめ細やかな対応を実施する。

## ウ．事業承継支援の推進

関係機関と連携し個別支援を行うほか承継機運の醸成に努める。

## 経営支援業務の担い手の育成

経営支援業務に必要なスキルを習得すべく、必要に応じて関係機関と連携を図り担い手の育成に努める。

## 【期中管理部門】

## 延滞管理の徹底

- ア．金融機関との勉強会を通じ連携を強化し、債権管理の重要性の認識共有を図る。
- イ．延滞企業の現況を把握することにより早期調整に努める。

## 事故の早期把握

事故案件の早期把握に努め調整業務に着手する。また、金融機関に対し期中管理の徹底と代位弁済の抑制、早期の情報提供と督促管理の強化を要請する。

## 【回収部門】

## 効率性を重視した回収への早期着手

代位弁済直後から初動を徹底し督促等の強化及び法的請求への着手により回収に努める。

## 適正な回収方針の決定と実行

- ア．担保物件任意処分の促進及び進捗が見られない案件は競売手続を図る。
- イ．定期回収先の管理を強化し、現況再確認のうえ増額交渉に努めるとともに、保証債務免除等により一括回収の推進を図る。

## 管理事務停止・求償権整理の促進

管理事務停止及び求償権整理を適切に処理し、求償権管理事務の効率化に努める。

【その他間接部門】

コンプライアンス管理態勢の強化

コンプライアンス・プログラムに基づき役員の巡回時及び会議等での啓蒙活動を継続的に実施していくとともに担当部署における内部研修等により役職員の意識の共有と統一化を図る。また、浸透状況の把握を継続し、結果に基づき改善に努める。

人材育成の充実

外部研修への積極的参加等による業務に有効な資格取得の促進及び内部研修の充実による能力向上を図る。

各種リスク管理態勢の強化

効果的な内部監査の実施により事務の厳正化を図るとともに規程等の見直しにより事務処理の改善を図る。

個人情報保護の徹底と個人データの適正管理

役職員の意識向上を図っていくとともに、個人データ取扱状況の点検並びに内部監査により情報漏洩防止を図るとともに、情報の適切な管理に努める。

反社会的勢力等への取り組み

警察、暴力追放県民センター、弁護士等との連携強化により情報収集に努めるとともに、当協会内での適正な情報共有を図る。また、外部講師などによる内部研修の実施により反社会的勢力等の排除に取り組んでいく。

効果的な広報活動の実施

ホームページやSNS、マスメディア等の活用、ディスクロージャー誌の発刊などにより当協会の認知度向上を図る。

業務の効率化への取り組み（デジタル化の推進）

デジタル化・DXの推進を図り業務効率化に努める。また、保証業務の電子化については金融機関や関係機関と情報共有しながら具体化に向け準備を進める。

● 事業計画

（単位：百万円、％）

	金額	対前年度計画比	対前年度実績比
保証承諾	75,000	100.0	113.1
保証債務残高	259,000	96.3	96.3
代位弁済	3,500	100.0	207.2
実際回収	700	100.0	97.2

## ● 倫理憲章

信用保証協会は、国及び地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っているところです。

すなわち、信用保証協会は、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結びつける「かけ橋」としての役割を果たし、中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与し、もって我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しようとするものであります。

激しく変動する経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割として責任は、今後ともますます大きくなるものと確信いたします。

このために、青森県信用保証協会は、高い自己規律に基づき、社会からの揺るぎない信頼の確立に向けて、役職員一丸となって更なる努力を払うことを誓い、ここに倫理憲章を定めるものです。

### 信用保証協会の公共性と社会的責任の認識

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

### 質の高い信用保証サービスの提供

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

### 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

### 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

### 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に努めます。

## ● 役職員の行動規範

### 1. 法令・ルール等の遵守

#### 法令及び諸規程の遵守

協会役職員として業務上守るべき法令及び業務上の諸規程等（信用保証協会法、施行令、施行規則、定款、業務方法書、内部規則等）を遵守する。

#### 社会的規範の遵守

職場の内外を問わず協会役職員として品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令（民法、刑法、労働基準法、男女雇用機会均等法、交通法規等）及び社会的規範を遵守する。

### 2. 誠実な職務の遂行

#### きめ細やかな対応

顧客の実情に応じてきめ細やかな対応を行う。

#### 誠実な態度

顧客には、親切、丁寧、誠意を以って礼儀正しく接し、業務の遂行に当たり、ルールに則り、正確、迅速な対応を心掛ける。

#### 約束の遵守と契約の履行

相手と約束したことは必ず守る。

曖昧な約束、違法、不当、又は履行不可能な約束はしない。

契約は口頭でも成立するので注意する。

#### 説明努力

相手に不利益の発生が予想される場合には、相手にとって分かりやすい言葉による説明に努める。

#### 報告・連絡・相談の励行

「報告・連絡・相談」の徹底を日頃から心掛け、クレームやトラブルが発生した時は、速やかに上司に報告し対応策を講じる。

上司は部下が「報告・連絡・相談」をしやすい職場環境作りに努める。

#### 虚偽・隠蔽の禁止

いかなる場合でも、虚偽の報告や事実の隠蔽を行わない。

#### 税務・法律相談等の禁止

有資格者でなければ行うことができない、税務・法律相談等は行わない。

(例) 税務相談・税務書類の作成等(税理士法)

法律相談(弁護士法)

官公庁等に提出する書類の作成等(司法書士法、行政書士法)

宅地・建物の売買・仲介等(宅地建物取引業法)

### 3. 守秘義務の履行

#### 守秘義務

業務上知り得た情報は、家族を含め第三者に漏らさない。

#### 情報の管理

情報の管理には十分注意を払うとともに、外部への漏洩及び外部からの侵入防止に万全を期す。

#### 退職後の守秘義務

退職後であっても在職中に知り得た情報を第三者に漏らさない。

### 4. 職務上の地位と関係者との付き合い

#### 職務上の地位の利用

自己又は第三者のために、自らの職務上の地位を濫用しない。

#### 保証先・求償権関係者との付き合い

保証先・求償権関係者からの接待及び贈答は、情実保証、不正(法)行為の原因に繋がる可能性があるので受けない。

#### 取引先企業との付き合い

協会が業務の委託・物品の発注等を行っている企業からの接待及び贈答は、公正で効率的な取引を歪めることに繋がる可能性があるため受けない。

#### 金融機関との付き合い

金融機関との接待及び贈答は、節度をもって良識の範囲内に止める。

#### 公務員との付き合い

公務員(国家公務員、地方公務員、議会議員)及びみなし公務員との付き合いは、国家公務員倫理法等に抵触しないよう配慮する。

#### 役職員間の付き合い

役職員間の個人的な金銭貸借、保証行為、担保提供は、みだりに行わない。

#### 私生活における地位利用

業務外の私生活において、協会名・地位を濫用しない。

### 5. コンプライアンス関連事項への対応

苦情、不当要求行為、事件・事故、災害等が発生した場合には、それぞれの対応マニュアル、内規等に沿って行動する。

### 6. 反社会的勢力への対応

#### 毅然たる態度

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等からの不当な介入・要求には、毅然たる態度で臨み、不当な要求は断固拒否する。

#### 組織体制の整備

反社会的勢力の介入(不当要求行為)に対しては、担当者又は現場だけの判断による対応とせず、組織全体で一致団結し取り組む。

警察当局、弁護士及び関係機関と平素から意思疎通を図り、連携を緊密にする。

### 7. 外部からの苦情・トラブルへの対応

苦情は、不平不満ととらえず、謙虚に受け止め、誠意をもって適切、迅速に対応し問題の解決を図る。

苦情は、業務にフィードバックして、質の高い信用保証サービスの提供に努める。

8. 職場秩序の維持

差別的な言動の禁止

お互いの人格を尊重し、宗教、性別、年齢、出身及び身体的特徴等を理由に差別的な言動を行わない。

職場におけるハラスメントの禁止

すべての役職員は、他の役職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において以下のハラスメント行為をしてはならない。

また、協会役職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

セクシュアルハラスメント

パワーハラスメント

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

9. 違反行為の報告

法令・ルール等に違反する行為又は業務上の事故等を現認した場合は、直ちに上司及びコンプライアンス担当者に報告する。

ただし、上記報告ができない理由がある場合には、直接コンプライアンス統括部署、又は外部相談窓口（弁護士等）に相談する。

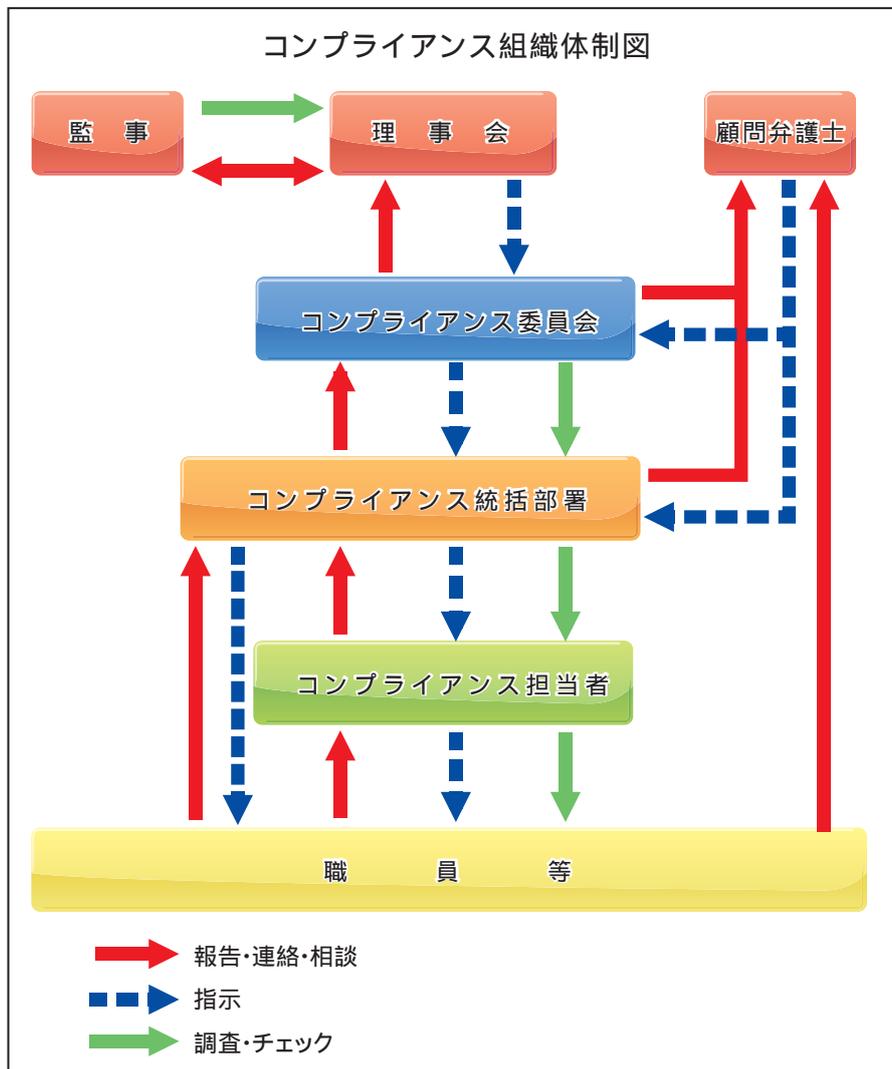
10. 懲罰

懲罰等

役職員が、法令・諸規程及び本行動規範に違反し、懲戒規程に抵触する場合には、同規程の定めるところにより処分される。

損害賠償

役職員が、不正（法）行為により協会に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負う。



## ● 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

青森県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

### 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては、手数料としまして1回につき300円をいただきます。

### 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除・利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・ の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. 「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置

#### ・相談・質問・苦情窓口

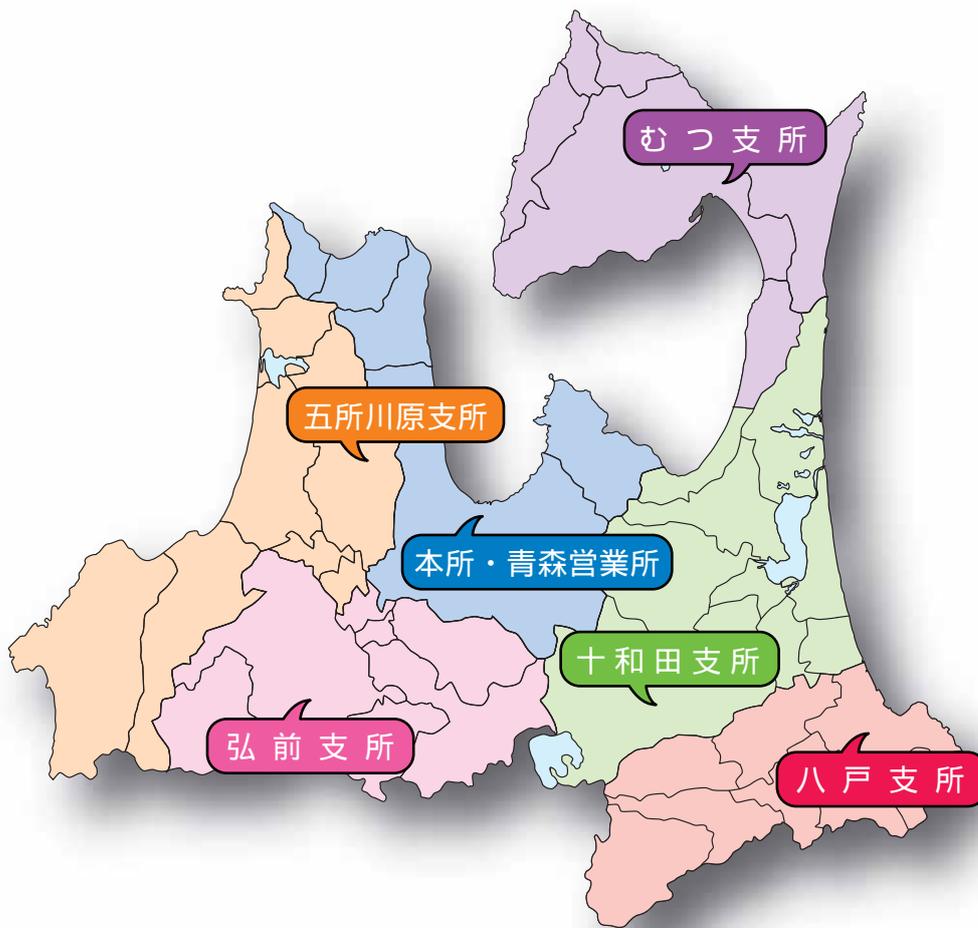
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒030-8541

住 所 青森市新町二丁目4番1号（青森県共同ビル5階）

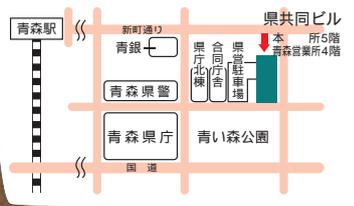
電話番号 017-723-1390

部 署 名 総務部総務課



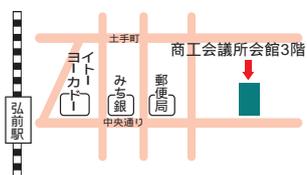
本所・青森営業所

〒030-8541 青森市新町 2 - 4 - 1  
 (県共同ビル 4階・5階)  
 本 所 TEL 017-723-1351 FAX 017-723-1439  
 青森営業所 TEL 017-723-1353 FAX 017-723-1361  
 創業サポート窓口 TEL 017-723-1356



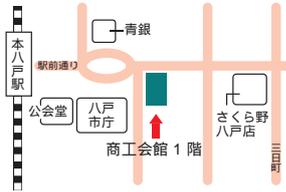
弘前支所

〒036-8354 弘前市上鞆師町 18 - 1  
 (商工会議所会館 3階)  
 TEL 0172-32-1331 FAX 0172-32-1333



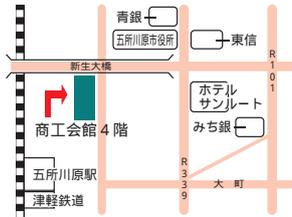
### 八戸支所

〒031-0076 八戸市堀端町 2 - 3 ( 商工会館 1 階 )  
TEL 0178-24-6181 FAX 0178-24-6184



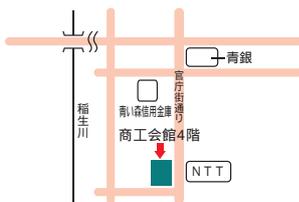
### 五所川原支所

〒037-0052 五所川原市東町 17 - 5 ( 商工会館 4 階 )  
TEL 0173-35-4121 FAX 0173-35-4123



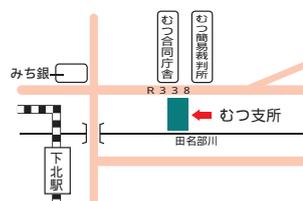
### 十和田支所

〒034-8691 十和田市西二番町 4 - 11  
( 商工会館 4 階 )  
TEL 0176-23-4331 FAX 0176-23-4340



### むつ支所

〒035-0073 むつ市中央 1 - 4 - 6  
TEL 0175-22-1204 FAX 0175-22-1205





中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート

**青森県信用保証協会**

<http://www.cgc-aomori.jp>

**Facebook**

公式アカウント

